

法定協議会規約 新旧対照表

改定後	現行（改定前）
第1条 略 （事務所） 第2条 協議会の事務所は、前橋市大手町1丁目1番1号群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課内に置く。 第3条～第11条 略 （事務局） 第12条 協議会の事務を処理するため、群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課内に事務局を置く。 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 第13条～第18条 略 附 則 1 この規約は、令和3年2月18日から施行する。 2 この規約は、令和3年7月12日から施行する。 3 この規約は、令和3年9月16日から施行する。 4 この規約は、令和4年3月24日から施行する。 5 この規約は、令和4年6月16日から施行する。 6 この規約は、令和5年1月31日から施行する。 <u>7 この規約は、令和5年●月●日から施行する。</u>	第1条 略 （事務所） 第2条 協議会の事務所は、前橋市大手町1丁目1番1号群馬県県土整備部交通政策課内に置く。 第3条～第11条 略 （事務局） 第12条 協議会の事務を処理するため、群馬県県土整備部交通政策課内に事務局を置く。 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 第13条～第18条 略 附 則 1 この規約は、令和3年2月18日から施行する。 2 この規約は、令和3年7月12日から施行する。 3 この規約は、令和3年9月16日から施行する。 4 この規約は、令和4年3月24日から施行する。 5 この規約は、令和4年6月16日から施行する。 6 この規約は、令和5年1月31日から施行する。

群馬県地域公共交通活性化協議会事務局規程 新旧対照表

改定後	現行（改定前）
（趣旨） 第1条 この規程は、群馬県地域公共交通活性化協議会規約第1 <u>2</u>条第2項の規定に基づき、群馬県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 略 （職員） 第3条 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。 2 事務局長は、群馬県<u>知事戦略部交通イノベーション推進</u>課長をもって充てる。 3 事務局職員は、群馬県<u>知事戦略部交通イノベーション推進</u>課職員をもって充てる。 4 事務局長は、会長の指揮を受け、事務局の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。 第4条～第7条 略 附則 この規程は、令和3年2月18日から施行する。 <u>この規程は、令和5年●月●日から施行する。</u>	（趣旨） 第1条 この規程は、群馬県地域公共交通活性化協議会規約第1 1条第2項の規定に基づき、群馬県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 略 （職員） 第3条 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。 2 事務局長は、群馬県県土整備部交通政策課長をもって充てる。 3 事務局職員は、群馬県県土整備部交通政策課職員をもって充てる。 4 事務局長は、会長の指揮を受け、事務局の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。 第4条～第7条 略 附則 この規程は、令和3年2月18日から施行する。

群馬県地域公共交通活性化協議会 フォローアップ分科会設置要綱 新旧対照表

改定後	現行（改定前）
第1条～第6条 略 （庶務） 第7条 分科会の庶務は、<u>知事戦略部交通イノベーション推進</u>課において処理する。 第8条 略 附 則 この要綱は、令和5年2月10日から施行する。 <u>この要綱は、令和5年●月●日から施行する。</u>	第1条～第6条 略 （庶務） 第7条 分科会の庶務は、県土整備部交通政策課において処理する。 第8条 略 附 則 この要綱は、令和5年2月10日から施行する。

群馬県地域公共交通活性化協議会 生活交通分科会設置要綱 新旧対照表

改定後	現行（改定前）
第1条～第5条 略 （事務局） 第6条 分科会の事務局は、群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課に置く。 第7条 略 附 則 この要綱は、令和5年2月10日から施行する。 <u>この要綱は、令和5年●月●日から施行する。</u>	第1条～第5条 略 （事務局） 第6条 分科会の事務局は、群馬県県土整備部交通政策課に置く。 第7条 略 附 則 この要綱は、令和5年2月10日から施行する。

(目的)

第1条 群馬県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び第27条の2第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「実施計画」という。）の策定並びに地域公共交通の活性化に資する事業の実施を目的として設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、前橋市大手町1丁目1番1号群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課内に置く。

(実施事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通計画及び実施計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 全県的又は広域圏間で調整が必要な事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織及び委員の任期)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて協議会の会議（以下「会議」という。）に出席する。
- 3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長、副会長を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させるか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみなし、委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(地域部会)

第8条 協議会は、特定地域に関わる事項について協議及び調整を行うため、地域部会を置くことができる。

- 2 地域部会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。
- 3 地域部会長は、会長が指名する者をもって充て、地域部会を代表し、その会務を総理する。
- 4 地域部会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該地域部会に属する委員又は臨時委員のうちから地域部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 第4条から第7条まで並びに第10条及び第11条の規定は、地域部会にこれを準用する。

この場合において、「委員」とあるのは「地域部会の委員」と、「協議会」とあるのは「地域部会」と、「会長」とあるのは「地域部会長」と読み替えるものとする。

- 6 協議会が認めた事項については、地域部会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。

(分科会)

第9条 協議会は、特定事項に関わる内容について協議及び調整を行うため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、分科会の委員や運営に関して、必要な事項を分科会設置要綱として別に定め組織する。
- 3 分科会長は、会長が指名する者をもって充て、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 4 分科会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 協議会が認めた事項については、分科会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。

(書面による決議)

第10条 協議会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項

- (2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項
- (3) やむを得ない事情により協議会を開催することが困難な場合の事項
- (4) 第3条第1項第1号及び第2号を除く協議会運営にかかる事項

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会又は書面において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第11条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を1名置く。

2 協議会の出納監査は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年2月18日から施行する。
- 2 この規約は、令和3年7月12日から施行する。
- 3 この規約は、令和3年9月16日から施行する。

- 4 この規約は、令和4年3月24日から施行する。
- 5 この規約は、令和4年6月16日から施行する。
- 6 この規約は、令和5年1月31日から施行する。
- 7 この規約は、令和5年●月●日から施行する。

群馬県地域公共交通活性化協議会（法定協議会）委員名簿 41名

No.	法第6条 第2項	区 分	所 属 団 体	職 名	備 考	氏 名
1	1号	地方公共団体	群馬県	デジタルトランスフォーメーション 推進監	副会長	
2			前橋市	副市長	県央広域圏部会 市町村代表	
3			高崎市	副市長	県央広域圏部会 市町村代表	
4			太田市	副市長	東毛広域圏部会 市町村代表	
5			沼田市	副市長	利根沼田広域圏 部会市町村代表	
6			中之条町	副町長	吾妻広域圏部会 市町村代表	
7	2号	鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株)	高崎支社長		
8			東武鉄道(株)	経営企画本部 部長		
9			上信電鉄(株)	代表取締役社長	R4.3.31まで一般乗合旅客自動車 運送事業者を兼ねる	
10			上毛電気鉄道(株)	取締役社長		
11			わたらせ渓谷鐵道(株)	代表取締役		
12		一般乗合旅客自動車 運送事業者等	(一社)群馬県バス協会	会長		
13			関越交通(株)	代表取締役社長		
14			(株)群馬バス	代表取締役社長		
15			群馬中央バス(株)	代表取締役社長		
16			永井運輸(株)	取締役社長		
17			日本中央バス(株)	代表取締役		
18			(株)上信観光バス	代表取締役社長		
19		一般乗用旅客自動車運送 事業者等	(一社)群馬県タクシー協会	会長		
20		道路管理者	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所	所長		
21			群馬県県土整備部道路管理課	課長		
22	3号	公安委員会（警察）	群馬県警察本部	交通部長		
23		地域公共交通の利用 者	群馬県区長自治会長連合会	会長	監査	
24			（一財）群馬県老人クラブ連合会	理事長		
25		学識経験者	早稲田大学	教授	会長	
26			前橋工科大学	教授		
27			地域公共交通マイスター			
28		協議会の運営に必要 と認める者	国土交通省関東地方整備局 建政部都市整備課	課長		
29			国土交通省関東運輸局交通企画課	課長		
30			国土交通省関東運輸局群馬運輸支局	支局長		
31			（公財）群馬県観光物産国際協会	理事長		
32			（福）群馬県社会福祉協議会	会長		
33			（一社）群馬県商工会議所連合会	会長		
34			群馬県商工会連合会	会長		
35			群馬県健康福祉部 健康福祉課地域福祉推進室	室長		
36			群馬県産業経済部 地域企業支援課	課長		
37			群馬県産業経済部戦略セールス局 観光魅力創出課	課長		
38			群馬県県土整備部 建設企画課	課長		
39			群馬県県土整備部 都市計画課	課長		
40			群馬県教育委員会 義務教育課	課長		
41			群馬県教育委員会 高校教育課	課長		

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県地域公共交通活性化協議会規約第12条第2項の規定に基づき、群馬県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の資料作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

- 2 事務局長は、群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課長をもって充てる。
- 3 事務局職員は、群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課職員をもって充てる。
- 4 事務局長は、会長の指揮を受け、事務局の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の支出負担行為及び支出に関すること
- (3) 物品及び現金の出納に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、群馬県において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表1のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、群馬県において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和3年2月18日から施行する。

この規程は、令和5年●月●日から施行する。

【別表 1】

名 称	形 状	書体	寸法 (mm)	用 途	個数	管理者
群馬県地域公共交通活性化協議会会長の印	群馬県地域公共交通活性化協議会 会長之印	楷書	21*21	会長名をもって発する文書	1	事務局長

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県地域公共交通活性化協議会フォローアップ分科会（以下「分科会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 群馬県交通まちづくり戦略（群馬県地域公共交通計画）を実効性のあるものにするため、計画全体の推進及び事業の進捗状況等について適切に管理し、着実な推進を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 分科会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 群馬県交通まちづくり戦略（群馬県地域公共交通計画）の1年ごとの点検
- (2) 事業のあり方に関する助言
- (3) 群馬県交通まちづくり戦略（群馬県地域公共交通計画）の見直し提言
- (4) その他分科会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 分科会は、別表に掲げる者で組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌々年度末とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 分科会に会長及び副会長を置く。

- 2 分科会長は協議会長が指名する。
- 3 会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐して分科会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 分科会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 分科会は、第3条に掲げる事項について審議し、決定する。
- 3 分科会は、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、**知事戦略部交通イノベーション推進課**において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月10日から施行する。

この要綱は、令和5年●月●日から施行する。

群馬県地域公共交通活性化協議会 フォローアップ分科会委員名簿 26名

No.	法第6条 第2項	区 分	所 属 団 体	職 名	氏 名	備 考
1	1号	地方公共団体	群馬県	交通イノベーション推進課長		副会長
2			前橋市	交通政策課長		県央広域圏部会 市町村代表
3			高崎市	地域交通課長		県央広域圏部会 市町村代表
4			太田市	交通対策課長		東毛広域圏部会 市町村代表
5			沼田市	企画政策課長		利根沼田広域圏 部会市町村代表
6			中之条町	企画政策課長		吾妻広域圏部会 市町村代表
7	2号	鉄道事業者	東日本旅客鉄道㈱	高崎支社総務部 担当部長		
8			東武鉄道㈱	経営企画本部 課長		
9			上信電鉄㈱	代表取締役社長		
10			上毛電気鉄道㈱	取締役社長		
11			わたらせ渓谷鐵道㈱	代表取締役		
12		一般乗合旅客自動車 運送事業者等	(一社)群馬県バス協会	会長		
13			関越交通㈱	代表取締役社長		
14			㈱群馬バス	代表取締役社長		
15			群馬中央バス㈱	代表取締役社長		
16			永井運輸㈱	取締役社長		
17			日本中央バス㈱	代表取締役		
18			㈱上信観光バス	代表取締役社長		
19		一般乗用旅客自動車運送 事業者等	(一社)群馬県タクシー協会	会長		
20		道路管理者	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所	地域防災調整官		
21			群馬県県土整備部道路管理課	課長		
22	3号	学識経験者	前橋工科大学	教授		会長
23			地域公共交通マイスター			地域公共交通の利用 者代表も兼ねる
24		分科会の運営に必要 と認める者	国土交通省関東運輸局交通企画課	課長		
25			国土交通省関東運輸局群馬運輸支局	首席運輸企画専門官		
26			群馬県県土整備部 都市計画課	課長		

(設置)

第1条 群馬県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に、群馬県内における乗合バス等に係る生活交通の確保方策や補助制度等の活用について、個別的事項を検討するため、生活交通分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、具体的な路線に係る次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 路線退出の申し出に伴う生活交通の確保方策に関する事。
- (2) 補助制度等の活用に関する事。
- (3) その他、生活交通の確保に必要な事項。

(組織)

第3条 分科会は、別表の委員をもって組織する。

- 2 分科会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 分科会には、会長及び副会長を置く。

- 2 分科会長は、協議会長が指名する。
- 3 会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐して分科会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 会長は、必要に応じて分科会を招集するものとする。

- 2 分科会の議長は、会長が行う。
- 3 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない事情においては、書面により開催することを妨げない。
- 4 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させるか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみなし、委任状を提出した者は会議に出席したものとみなす。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要と認められるときは、委員以外の者からの意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 所掌事務に係る特定事案の検討を行うため、分科会を構成する関係機関のうち事案に係る担当者等をもって構成するワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの構成及び担当業務等については、分科会の承認を得て会長が定める。

- 3 ワーキンググループは、会長が指定する者が主宰し、必要に応じて随時開催するものとする。
- 4 ワーキンググループは、分科会にその検討結果等を報告し、承認を受けるものとする。
この場合において、会長が必要と認めるときは、書面による開催に替えることができる。

(事務局)

第6条 分科会の事務局は、群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月10日から施行する。

この要綱は、令和5年●月●日から施行する。

群馬県地域公共交通活性化協議会 生活交通分科会委員名簿

	団体・機関名	氏名	役職
	(1)国		
1	関東運輸局旅客第一課長		
2	群馬運輸支局首席運輸企画専門官		副会長
	(2)県		
3	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課長		会長
	(3)一般乗合旅客自動車運送事業者等		
4	(一社)群馬県バス協会 専務理事		
5	株式会社上信観光バス 乗合事業課長		
6	関越交通株式会社 企画部長		
7	株式会社群馬バス 企画管理課長		
8	群馬中央バス株式会社 営業部長		
9	永井運輸株式会社 バス事業部課長		
10	日本中央バス株式会社 企画部長		
11	草軽交通株式会社 運輸部長		
12	西武観光バス株式会社 運輸計画課長		
13	ジェイアールバス関東株式会社 運輸営業部長		
14	十王自動車株式会社 専務取締役		
15	株式会社矢島タクシー バス事業部長		
16	朝日自動車株式会社 運輸部長		
	(4)沿線市町村		
17	前橋市 交通政策課長		
18	高崎市 地域交通課長		
19	沼田市 企画政策課長		
20	渋川市 交通政策課長		
21	藤岡市 地域安全課長		
22	榛東村 企画財政課長		
23	吉岡町 企画財政課企画室長		
24	片品村 むらづくり観光課長		
25	みなかみ町 企画課長		
26	玉村町 環境安全課長		
	(5)行政県税事務所		
27	前橋行政県税事務所長		
28	渋川行政県税事務所長		
29	高崎行政県税事務所長		
30	藤岡行政県税事務所長		
31	利根沼田行政県税事務所長		
	(6)地域公共交通の利用者等		
32	地域公共交通マイスター		
	事務局		
	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課		